

申告相談の日程表 (土・日曜日、祝日は申告相談を行いません)

日程	地区	会場
2月		
15日(月)	中央一丁目～中央六丁目	サンロード吉備路 倉敷税務署 ※還付申告 (1月4日～2月15日(月)) 全地区が対象
16日(火)	駅前一丁目、駅前二丁目、泉	1階会議室 (三須 825-1) 全地区が対象
17日(水)	総社一丁目～総社三丁目、総社、清音黒田、清音古地	イオンモール倉敷
18日(木)	清音柿木、清音軽部	2階イオンホール (2月16日(火)～3月15日(火)) 全地区が対象
19日(金)	清音上中島、清音三因	※倉敷税務署員による所得税確定申告相談です。
22日(月)	西郡、地頭片山、宿	この期間中は、倉敷税務署では申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。
23日(火)	小寺、門田、岡谷、西坂台	
24日(水)	井尻野	
25日(木)	東阿曾、西阿曾、奥坂、久米、黒尾	
26日(金)	井手、刑部、福井	
29日(月)	中原、三輪	
3月		
1日(火)	溝口、真壁	
2日(水)	槇谷、見延、宍粟	
3日(木)	三須、上林、下林、赤浜	
4日(金)	金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良	
7日(月)	山田、八代	西公民館 2階会議室 (秦 350)
8日(火)	下原、上原、富原	
9日(水)	秦、福谷	
10日(木)	久代	
11日(金)	新本	
14日(月)	美袋、日羽、種井、延原、宇山、槁	昭和公民館 4階会議室 (美袋 1915-4)
15日(火)	下倉、原、影、中尾	

会場を選ぶ目安

- イオンモール倉敷
還付申告を含む所得税の申告全般
- サンロード吉備路、西・昭和公民館
農業所得(青色申告者を除く)、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人。市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

※会場受付時間は、午前9時から午後4時までです。(市内の会場では混雑状況により、開始時間が早くなる場合があります)
 ※会場の混雑を緩和するため、なるべく上記の表を参考に会場までください。
 ※総合福祉センターや各出張所など、上記の表にある会場以外での申告相談は行いません。
 ※市内の会場では、倉敷税務署員による申告相談はありません。

◎申告に必要なもの

※書類などに不備があると、受け付けできない場合があります。

- 印かん(認印)
- 申告書用紙が届いている人はその用紙(申告会場にもあります) ※市県民税申告書については、あらかじめ申告書用紙が必要な人は、税務課までお問い合わせください。
- 給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの、固定資産税納税通知書など租税公課の課税明細がわかるもの(収支内訳書の記入に必要) ※収支内訳書の記入を事前にお願います。
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)
- 個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください。
- 医療費の領収書(医療費控除を受ける人) ※事前に医療機関別、受診した人ごとの整理、集計をお願いします。また、要介護認定を受けている人などでおむつ代が対象の人は、2年目以降の使用証明は、市役所長寿介護課で交付します。
- 寄附金の領収書、または受領書(寄附金控除を受ける人) 内容により、2000円を超える寄附金から対象となります。 ※寄附金控除を受けるためには、原則として確定申告が必要ですが、申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)(障害者控除を受ける人)
- 障害者控除対象者認定書(12月末日時点で要介護認定の人で、倉敷税務署、またはイオンモール倉敷会場、障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書が必要となります) 事前に市役所長寿介護課へ介護保険被保険者証と印かんを持参し申請してください。交付必要日数1日～3日

- ### 申告に必要なものについての問い合わせ
- 給与の源泉徴収票…支払いを受けた勤務先
 - 公的年金(厚生年金・国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書…倉敷東年金事務所 (☎ 086-423-6150)
 - 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など…各年金保険者
 - 生命保険契約等による満期等一時所得の支払調書…支払いを受けている保険会社など
 - 生命保険契約等による個人年金の支払調書…支払いを受けている保険会社など
 - 市の国民健康保険税納税額…市役所税務課 (☎ 8234)
 - 障害者控除対象者認定書…市役所長寿介護課 (☎ 8373)

- ### ふるさと納税をした人へ
- 【寄附金控除を受ける人で、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合、申告を行うと特例制度を利用できません】
- 申告をする場合は年間の全ての寄附について申告をする必要があります。(申告と特例制度の併用はできません)
 - 申告期限後でも申告が必要となる場合があるので、寄附金の領収書などは大切に保管してください
- 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」
 確定申告が不要な給与所得者などが平成27年4月1日以降に行った寄附について、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附先団体に特例申請することにより、確定申告不要で翌年度の市県民税から控除を受けることができる制度

申告相談についての問い合わせ 倉敷税務署 (☎ 086-422-1201)、税務課市民税係 (☎ 8234)

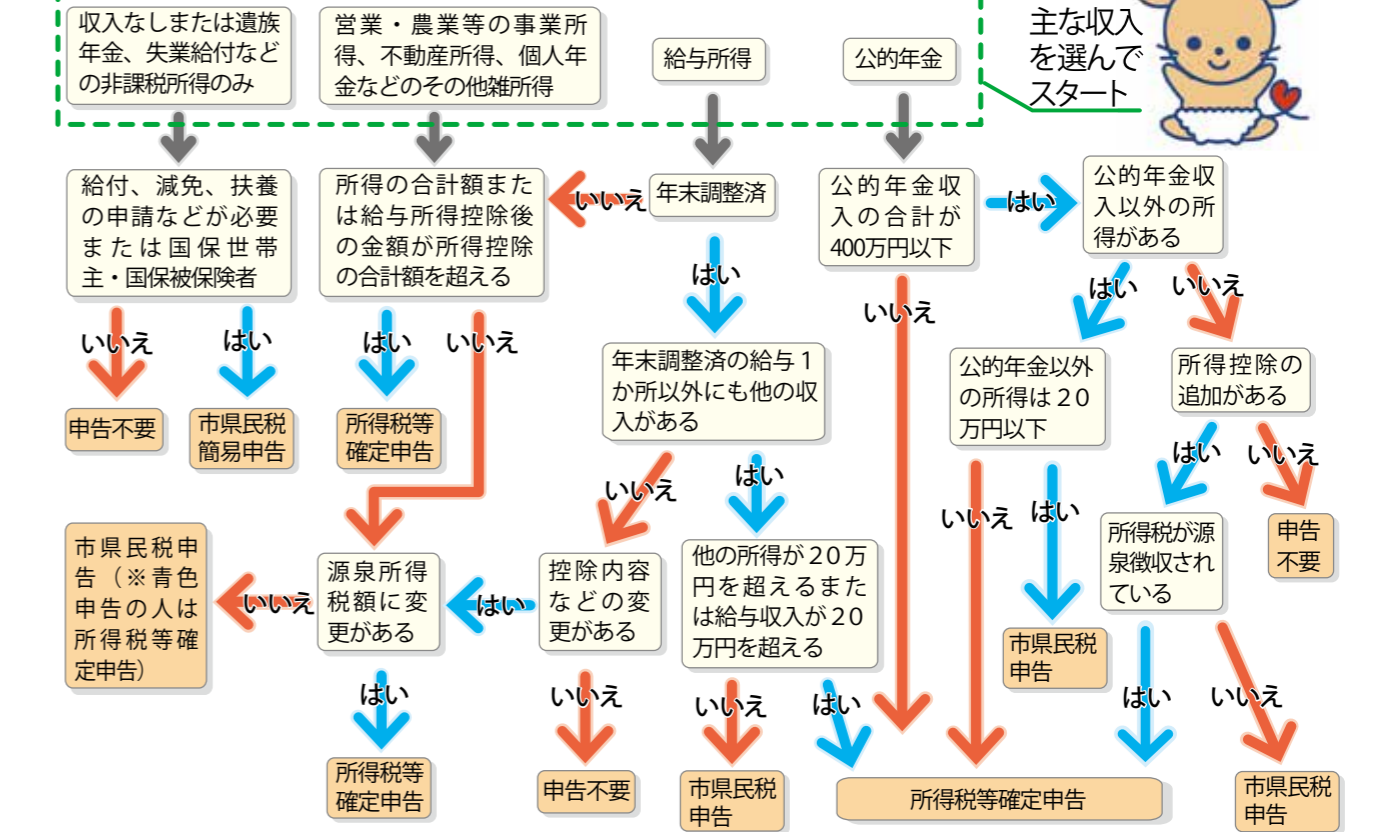
所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税などの確定申告と市県民税・国民健康保険税の申告の市内会場を、2月15日(月)から3月15日(火)まで設置します。7ページの日程表を参考に申告をしてください。
 毎年、申告会場は混雑します。スムーズに申告を済ませるために、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に、自主記載をお願いします。申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

なお、今回提出の平成27年分申告書においては、個人番号(マイナンバー)の記載は必要ありません。

●どのような申告が必要になるかの目安



○給与収入が2000万円を超える人は、所得税の申告が必要になります。

○上記の表にかかわらず、土地・建物・株式売却などの分離課税所得がある人、青色申告の人、住宅借入金等特別控除の適用を初めて受けようとする人、雑損控除がある人、太陽光発電収入のある人、相続などに係る生命保険契約等年金のある人、事業所得や不動産所得などがある人で平成27年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人は、イオンモール倉敷会場で申告してください。

◎市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人
 ▼平成28年1月1日現在、総社市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成27年中に収入があった人
 ※ただし、次の人は申告をする必要はありません。
 ・所得税の確定申告をしている人
 ・1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
 ・公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 ①昭和26年1月2日以後生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人
 ②昭和26年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人
 ▼平成27年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の人の税の扶養になっていない人
 ※この場合でも、国民健康保険税の算定や非課税証明書の発行に必要なため、申告をお願いします。
 ▼公的年金収入が400万円以下の人で確定申告が必要な場合もあります。
 ※公的年金収入合計が400万円以下でその他の所得が20万円以下の人には、所得税の確定申告は不要です。ただし、年金から控除されていない社会保険料の追加や生命保険料の支払い、扶養の追加などがあり、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。また、還付とならない場合でも市県民税・国民健康保険税の申告をしてください。
 ▼申告忘れは、介護・後期高齢者医療保険料の算定に影響する場合があります。
 ○上記の表は目安です。表に当てはまらない場合は、倉敷税務署が市役所税務課へお問い合わせください。